



富士山静岡空港特定運営事業等 募集要項等について

静岡県文化・観光部空港振興局



富士山静岡空港
Mt. Fuji Shizuoka Airport



平成29年5月29日

富士山静岡空港における民活化的取組

富士山静岡空港では、民間ならではの創意工夫を発揮することにより、経営効率化やサービス向上を図り、利用者利便を高めることを目的として、開港当初から民活化的に取り組むとともに、新たな運営体制の構築に向けて取り組んでいる。

<県における取組経緯>

平成15年3月	「静岡空港戦略プロジェクト会議」から知事に空港民活化的を提言
平成18年2月	富士山静岡空港(株)が設立
平成20年7月	富士山静岡空港(株)を富士山静岡空港の指定管理者に指定
平成21年6月	富士山静岡空港開港
平成24年3月	富士山静岡空港(株)が知事に「 富士山静岡空港の更なる発展に向けて(提言) 」を提出
平成24年6月 ～平成25年3月	平成25年度末の指定管理期間満了、国における空港運営のあり方の議論及び法制化の動き、富士山静岡空港(株)からの提言を踏まえ、「先導的空港経営検討会議」を設置し富士山静岡空港の経営のあり方を検討
平成25年4月	先導的空港経営検討会議が知事に「 富士山静岡空港の新たな経営体制等に関する答申 」を提出
平成25年4月	「 富士山静岡空港の新たな運営体制構築に向けた県の取組方針 」を公表
平成26年3月	県が富士山静岡空港(株)へ出資
平成26年4月	県が富士山静岡空港(株)から旅客ターミナルビル等を取得 指定管理業務を拡大し富士山静岡空港(株)を指定管理者として指定
平成26年4月～	富士山静岡空港の経営戦略や公共施設等運営権制度導入を具体的に検討

公共施設等運営権制度導入の目的

行政による空港「管理」から、民間による空港「経営」へ転換

導入の目的

1 空港の更なる活性化と県内経済発展への貢献

- ・ 民間のノウハウ、ネットワークによる空港運営にとどまらない幅広い事業展開
- ・ 空港と地域資源を生かした観光誘客や産業交流の促進

2 県民の利便性と利用者満足度の向上

- ・ 民間の創意工夫と臨機応変な営業活動による航空路線の充実
- ・ 利用者の要望に応じた迅速な改善対応による空港内サービスの向上

3 県民負担の軽減

- ・ 空港の経営に関する業務・収支の一元化による効率化と収益力向上に伴う県費投入の削減

富士山静岡空港特定運営事業等の概要

事業範囲等

- 運営権者は、空港運営に係る業務（滑走路等の基本施設及び旅客ターミナルビルの管理運営等）を一体的に実施
- 運営権者は、着陸料その他の利用料金を自ら設定・收受
- 対象とする事業場所は、空港設置管理条例に基づき公示された空港区域

事業期間

- 当初20年間（オプション延長20年以内、不可抗力対応含め最長45年間）

事業方式

- 選定事業者（優先交渉権者）が富士山静岡空港(株)の株式を取得
- 現株主が発行済株式総数の20%を継続保有

更新投資等

- 社会資本である空港の基本的機能や安全性を維持するため、基本施設等の更新投資費用は、県が定める金額を上限に、一定程度を県が負担
- 旅客ターミナルビル等の更新費用は、運営権者が全額負担

運営権対価等


- 滑走路等の更新投資費用（更新・修繕）を運営権者全額負担とする場合に運営権対価を提案可能

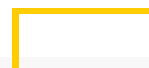
事業場所

空港設置管理条例に基づき公示された空港区域（本体部）を対象

空港区域図



 本体部
(約190ha)

 周囲部
(約310ha)

 調節池

～きらりと輝き未来にはばたく富士山静岡空港を目指して～

空港ターミナル地区西側用地

<富士山静岡空港 西側土地利用位置図>



空港ターミナル地区西側用地における公募結果

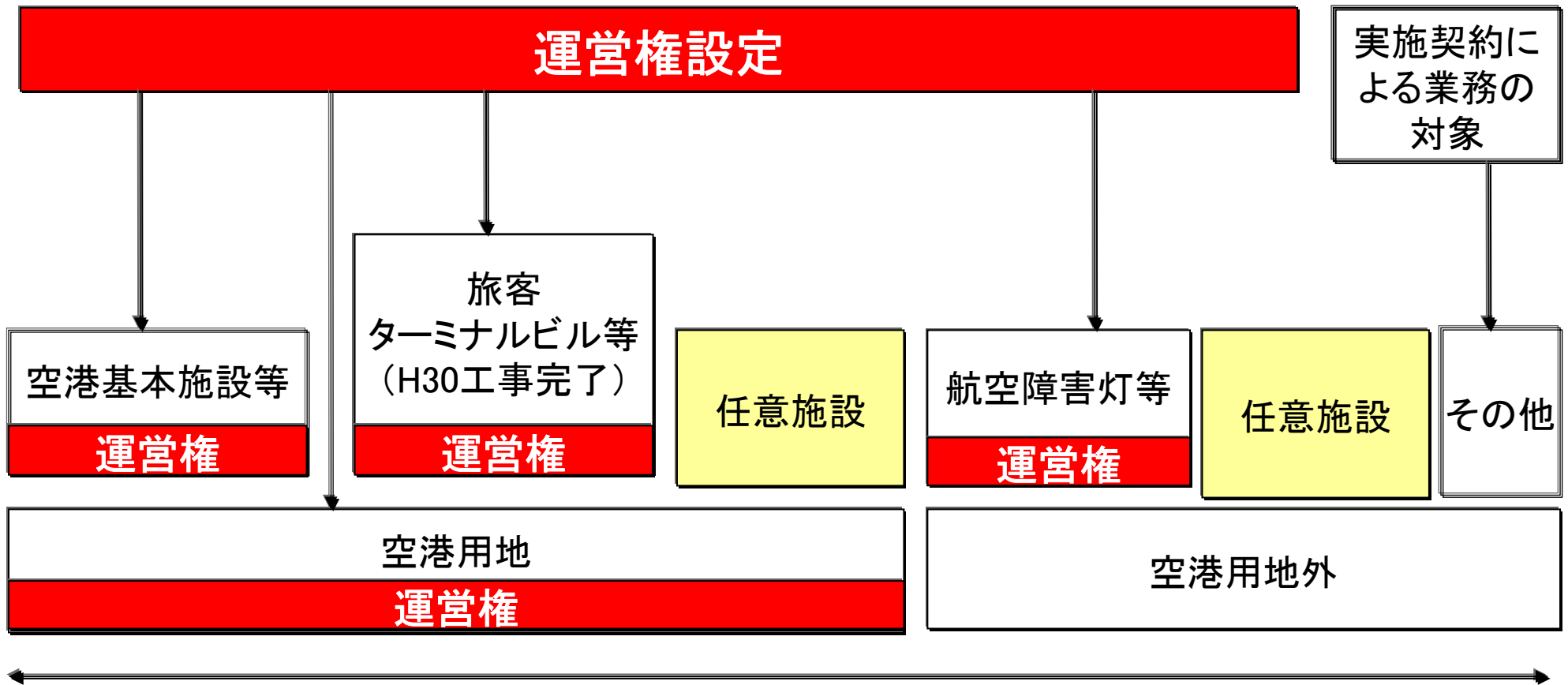
区分	格納庫用地	サービス産業施設用地(第I期)
公募対象地	約0.5ha(右図1-1)	約1.4ha(右図1-2)
選定結果	①静岡エアコムタ(株) ・ヘリコプター整備事業 ②シーケンス(株) ・ヘリコプター遊覧飛行事業	事業提案を行った1者と県への支援要望等について調整を進めてきたが、最終的な合意が得られなかったため、提案は採択しない。



~きらりと輝き未来にはばたく富士山静岡空港を目指して~

事業範囲

滑走路等の空港基本施設等の旅客ターミナルビル等を一体的に運営権を設定



事業範囲

～きらりと輝き未来にはばたく富士山静岡空港を目指して～

更新投資の考え方

空港基本施設等の更新投資(更新・修繕)費用は、県が定める金額を上限に、応募者の提案を求めた上で、県が一定程度を負担

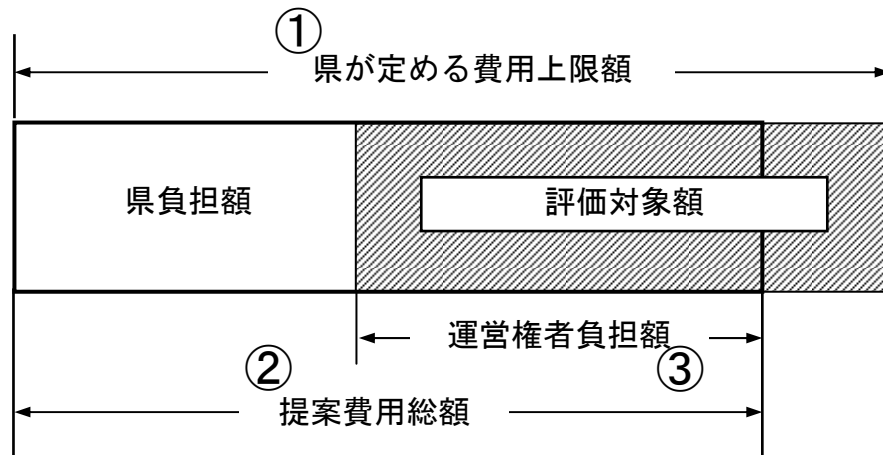
区分		対象施設	考 え 方
基本施設等	滑走路等	滑走路、誘導路、エプロン 等	<ul style="list-style-type: none"> ○県が定める上限額の範囲内で、20年間の総額及び年度ごとの費用を対象施設ごとに提案 ○提案した総額及び年度ごとの費用のうち、運営権者が自ら更新投資を行う範囲及びその費用を提案 ○運営権者が自ら更新投資を行う範囲を除き、県が全額を支出
	その他	場周道路、場周柵、電源局舎、消防庁舎、給油施設 等	<ul style="list-style-type: none"> ○県が定める上限額の範囲内で、20年間の総額及び年度ごとの総額を提案 ○提案された総額の90%を県、10%を運営権者が支出
旅客ビル等		旅客ターミナルビル、貨物ターミナルビル、駐車場、石雲院展望デッキ 等	<ul style="list-style-type: none"> ○運営権者が全額費用負担

運営権対価等に関する評価

滑走路等の更新投資費用を運営権者が全額負担する場合のみ運営権対価が提案可能

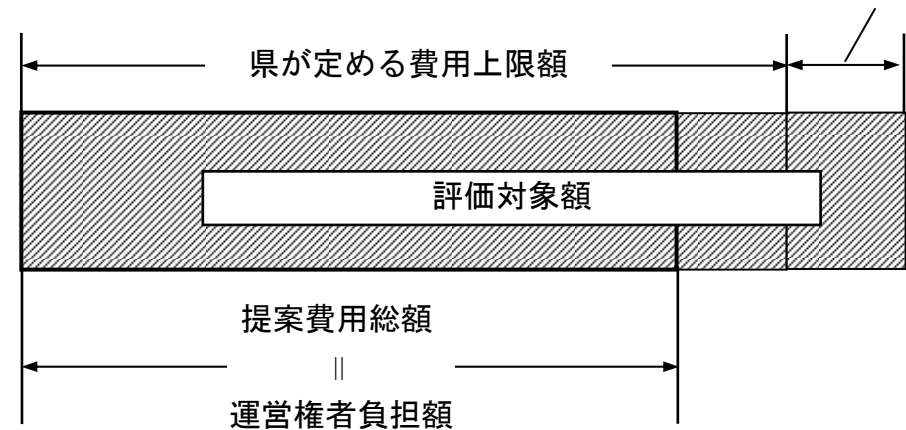
<ケース1>

運営権者負担額が提案費用総額を下回る場合



<ケース2>

応募者が提案費用総額すべてを負担する場合 ④
運営権対価



- ① 県は、更新投資(更新・修繕)に係る費用上限額を定める(関連資料で開示)
- ② 応募者は、県が定めた費用上限額の範囲内で更新投資(更新・修繕)の費用総額を提案
- ③ 応募者は、提案した費用総額のうち、運営権者が自ら行う更新投資の範囲・費用(運営権者負担額)を提案
- ④ 応募者は、提案費用総額のすべてを運営権者負担とする場合に限り、運営権対価を提案可能
- ⑤ 運営権者負担額と運営権対価の合計額を評価対象額とし、評価対象額の相対評価で評価点を算出

優先交渉権者選定基準（第一次審査）

○応募者の参加資格要件の充足を確認するとともに、以下の項目について内容を確認

提案項目・内容	確認内容
参加に当たっての考え方等	<ul style="list-style-type: none">・本事業に対する評価及び目指す姿・本公募への取組姿勢
事業実施体制	<ul style="list-style-type: none">・第二次審査に向けた実施体制・コンソーシアム構成員の役割分担

審査の方法

○県は、第一次審査書類に基づく書類審査を行うほか、必要に応じて担当課による応募者へのヒアリングを実施

○県は、書類審査及びヒアリング結果を踏まえ、審査委員会の意見を聞いた上で、第二次審査参加者を特定

第二次審査提案項目

応募者の考える新しい富士山静岡空港

空港活性化

- ・地域連携
- ・空港利用者の利便性向上
- ・旅客数の増加等

空港運営

- ・施設の長寿命化
- ・運営の効率化
- ・航空の安全・安心の確保

事業計画等

- ・事業実施体制・モニタリング
- ・リスク管理
- ・収支計画

運営権対価等

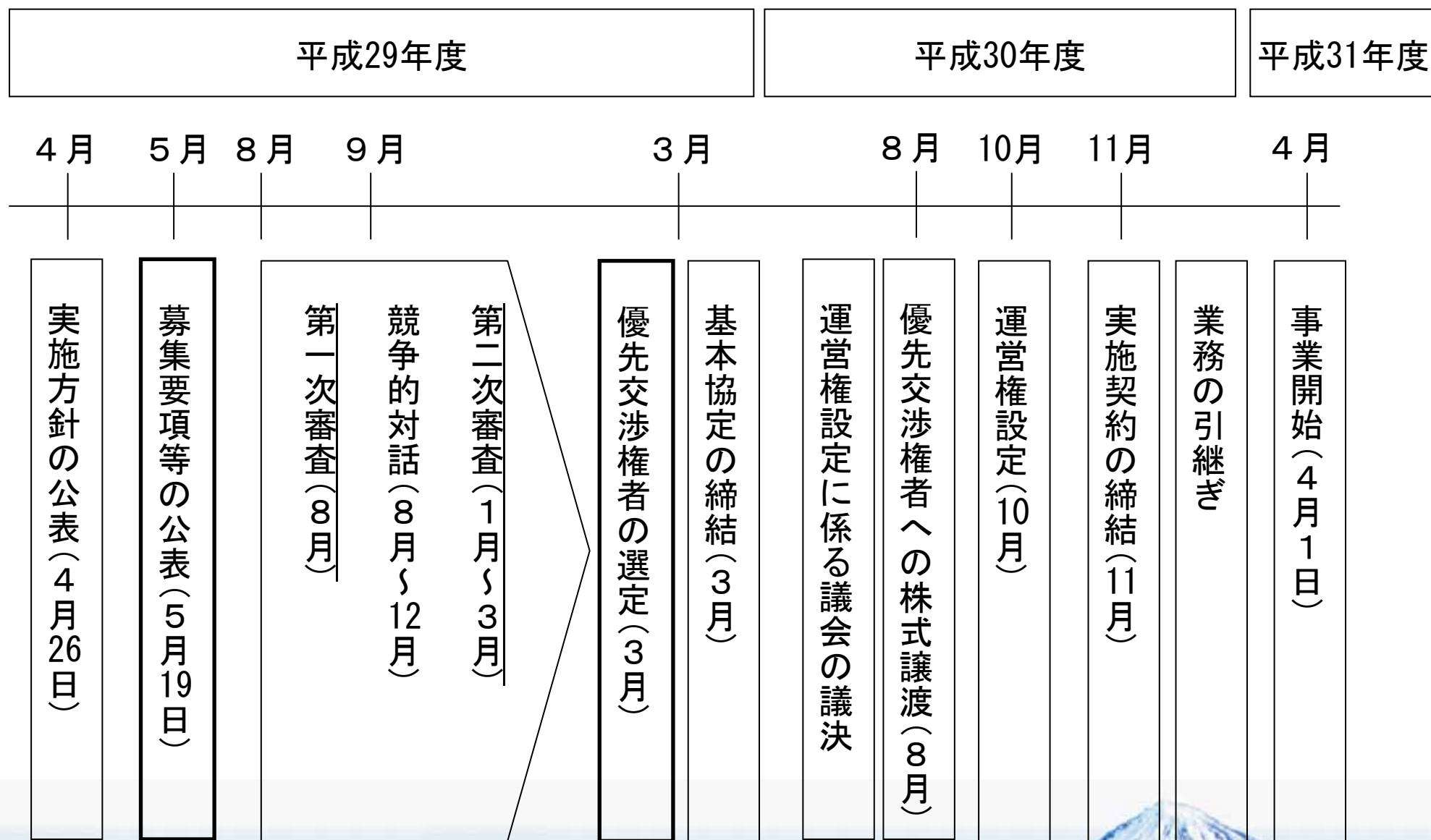
- 県負担額軽減
- ・滑走路等更新投資費用の

優先交渉権者選定基準（第二次審査）

- 空港活性化及び地域経済への貢献を重視
- 旅客数等の増加に繋がる施策や地域連携施策をより高く評価

提案項目	審査の主なポイント	配点
1 応募者の考える新しい富士山静岡空港	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の目的や背景を理解しているか。 ・将来イメージや取組方針が明確に示されているか。 	5
2 空港活性化に関する提案	<ul style="list-style-type: none"> ・旅客数等や利便性の水準の積極的な目標が示され、その達成に向けた効果的で実現性の高い施策であるか。 ・地域経済発展への寄与が期待できる効果的で実現性の高い地域連携施策が提案されているか。 	80
3 空港運営に関する提案	<ul style="list-style-type: none"> ・航空の安全確保及び空港の保安に関する計画が具体的に示され、適切かつ実現性の高い提案であるか。 ・施設の長寿命化、運営や更新投資の効率化が図られているか。 	40
4 事業計画等に関する提案	<ul style="list-style-type: none"> ・リスク管理策が具体的で効果的であるか。 ・事業の円滑な推進に資する体制であるか。 ・セルフモニタリングの方法が実効性の高いものであるか。 	35
5 運営権対価等に関する提案	<ul style="list-style-type: none"> ・滑走路等更新投資費用に係る県支出額をいかに抑制しているか。 	40
合 計		200

今後のスケジュール



実施方針に対する主な御意見

- ① 重要備品の更新・修繕に係る費用負担
- ② 全体計画及び単年度計画に定める更新投資の範囲
- ③ 全体計画を超える更新投資が必要となった場合の負担
- ④ 空港基本施設等の更新投資に係る債務負担行為限度額の取扱い
- ⑤ 更新投資(拡張)の対象範囲
- ⑥ 更新投資に係る未償却費用の取扱い
- ⑦ 全体計画及び単年度計画の事前承認の取扱い
- ⑧ 富士山静岡空港株式会社の株式(自己株式、県保有株式を含む)の譲渡株式数及び譲渡価格
- ⑨ 本議決権株式の取得の制限
- ⑩ 現株主の議決権比率20%の取扱い
- ⑪ 任意事業の範囲及び提案の評価方法
- ⑫ 県が実施する就航促進・利用促進等事業の内容等
- ⑬ 法令等変更に伴う損失の負担
- ⑭ 不可抗力や特定法令等変更による契約解除
- ⑮ 応募者の参加資格要件